

千代川ごみマップ

ゴミに関する法律

河川法(施行令第16条の4)

罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条)(第16条)

罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方

平成21年3月版



鳥取市港町付近
H19.01 家電ゴミ



鳥取市浜坂付近
H19.10 家庭・家電ゴミ



鳥取市晩稲付近
H19.10 家庭ゴミ



鳥取市江津付近
H19.02 家庭・家電ゴミ



鳥取市安長付近
H18.06 家庭ゴミ



鳥取市吉成付近
H19.01 家庭ゴミ



鳥取市今在家付近
H20.10 家庭ゴミ



鳥取市菖蒲付近
H19.03 レジャーゴミ



鳥取市国安付近
H20.10 家財等



鳥取市国安付近
H20.08 家電ゴミ



鳥取市円通寺付近
H20.12 家庭ゴミ



鳥取市倉田付近
H20.07 家庭ゴミ



鳥取市布袋付近
H20.06 家庭ゴミ

ゴミを捨てると
法律で罰せられます

**あなたの捨てたゴミは
罰となって
あなたの元へ帰ります**

国管理区間のゴミ処理費用
約200万円 (年間)

国土交通省 鳥取河川国道事務所
連絡先 千代水出張所 0857-28-6229
河原出張所 0858-85-0517

